**令和４年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金　質疑応答書**

**１．事業目的や制度の基本等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １ | この支援金の目的は何か。 | 昨今の燃油価格高騰の影響を受けながらも障がい福祉サービス（以下「サービスという。」）の安定的な提供を継続している訪問系・通所系の事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用（高騰相当分）に対し助成するものです。 |
| ２ | 通所系と訪問系の自動車一台あたりの単価が異なるのはなぜか。 | 通所系と訪問系のサービス事業所における、月に使用する一般的な燃料の量及び保有する車両の数を勘案して単価設定しています。 |
| ３ | 今後もガソリン代など燃料費の高騰がある場合等、本事業は再度実施されることはあるのか。 | 現時点では未定です。 |
| ４ | 介護サービスも同様の支援金制度があると聞いた。どこに問い合わせしたらよいか。 | コールセンター（介護分）にお問い合わせください。◆大阪府 介護燃料費 高騰対策支援金 コールセンター電話 ０５７０―０１７－１７１（平日９時から１８時まで）　※７月２９日（金）まで開設 |

**２．対象事業所等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １ | 通所系・訪問系のサービス事業とは具体的にどのようなサービスを行っているところか。 | 大阪府内（政令、中核市含む）の通所系・訪問系の事業所で以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （通所系等）・療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）・就労定着支援・自立生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所 | （訪問系等）・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援（地域移行、地域定着、計画相談、障がい児相談） |

 |
| ２ | 何故、通所系・訪問系の事業者のみが支援対象なのか。 | 訪問系・通所系のサービス事業者は、日々車両にて利用者の送迎や居宅への訪問を行っており、このため業務を継続するうえで、コロナ禍におけるガソリン代の高騰の影響を受けやすく、その負担軽減を図ることを目的に、ガソリン代の高騰分相当に対して支援することとしました。 |
| ３ | 通所系・訪問系のサービス事業所であれば交付金を申請できるのか（交付金の支給対象となるのか）。 | ・大阪府内の通所系・訪問系のサービス事業所であって、かつ、次の期間要件や経費の負担要件をみたす必要があります。（対象期間の要件）　　令和４年４月１日から同年６月30日までの間、連続してサービスの提供実績がある事業所で、かつ、同年７月1日時点において事業所指定を受けていること。　　※対象期間の詳細は、「３．対象期間」を参照してください。（経費の負担要件）　　法人が、事業所と利用者宅との間の送迎若しくは、従業者による利用者宅への訪問等のサービスに用したガソリン及び軽油代金（以下「燃料費」という）を負担していること。　※上記以外にも、どの車両が対象となるか等の車両要件を満たす必要がありますので、次の「４．対象車両」を参照してください。 |
| ４ | 同一の事業所で障がい福祉と介護の両方のサービスを一体的に行っている場合で、同じ車両を使用し送迎等行っている場合はどちらで申請をしたらよいか。 | 重複申請はできませんので、同一の車両を介護と障がいの両方において送迎等で使用している場合、どちらかで申請いただくことになりますが、どちらで申請するかは事業者で判断してください。 |
| ５ | 大阪府外にも事業所がある場合、当該府外の事業所の所有する車両は申請に含めることができるのか。 | 本事業は、大阪府独自の事業となりますので大阪府外に所在する事業所が所有する分は申請に含めることができません。なお、法人の所在地が大阪府外であっても事業所が大阪府内であれば申請対象となります。 |

**３．対象期間**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １ | なぜ、令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっているのか。 | 当該期間がガソリン等の燃料費の物価高騰の影響が大きかったとされる時期であるため、当該期間、物価高騰のあおりを受けながらサービスを継続されている事業所へ支援することを目的としています。 |
| ２ | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間に報酬の請求がなされていればいいのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績がある必要があり、報酬の請求月がある場合ではありません。 |
| ３ | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービスを実施していたの「継続」の考え方について | （月に何回サービスを実施していたらいいのか）令和４年４月１日から同年６月30日までの間、ひと月の半分以上はサービスの提供実績がある必要があります。（４月１日から同年６月30日の継続はどのように判断するのか）・令和４年4月1日前に事業所指定がある場合　3ヵ月連続してサービス提供実績がある必要があります。例　〇⇒4月（サービス提供あり）、5月（（サービス提供あり）、6月（サービス提供あり）　　×⇒4月（サービス提供なし）、5月（（サービス提供なし）、6月（サービス提供なし）　　×⇒4月（サービス提供なし）、5月（（サービス提供あり）、6月（サービス提供あり）×⇒4月（サービス提供あり）、5月（（サービス提供なし）、6月（サービス提供あり）・令和４年５月１日に新規指定を受けたもしくは休止から再開した場合　５月、６月のサービス提供実績がある必要があります。・令和４年６月１日に新規指定を受けたもしくは休止から再開した場合　６月のサービス提供実績がある必要があります。 |
| ４ | 令和４年４月（もしくは５月、６月）に事業所を廃止したのだが、申請できないのか。 | 令和４年７月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ５ | 令和４年７月１日に事業を廃止するが令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービス提供実績がある。申請できないのか。 | 令和４年７月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ６ | 令和４年７月１日に事業を休止するが、申請できるのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービス提供実績があり、その他の要件をみたすのであれば対象となります。 |
| ７ | 令和４年７月１日時点に新規指定を受けたが、申請できないのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっていますので、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |

**４．対象車両**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １ | どういう用途の車両が対象となるか。 | 利用者の送迎、利用者宅への訪問等、サービスの提供に使用している車両に限ります。（通院等乗降介助は利用者宅への訪問に含まれる。） |
| ２ | 通院等乗降介助に使用する車両は対象となるのか。 | 「従業者による利用者宅への訪問に用した」に含まれますので、対象の車両となります。 |
| ３ | 車両はいつの時点において所有及び使用しているものが対象となるのか。 | 令和４年４月１日から６月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日時点で現存している車両が対象です。 |
| ４ | 追加購入などにより、申請後に、車両が増えたが（増える予定がある場合も含む）対象となるか。 | 令和4年４月１日から６月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日時点で現存している車両が対象となりますので、申請後の追加購入分は対象外です。 |
| ５ | 法人所有の車以外でも対象となるか。 | 法人所有の車両のみが対象となります。 |
| ６ | リース車両も対象か | 法人で契約している車両であれば対象となります。 |
| ７ | 電気自動車や自転車は対象となるか。 | 対象外です。 |
| ８ | 複数の事業所において同一の車両を使用している場合はどうなるのか。 | 同一の車両を重複申請はできませんので、一つの事業所で申請をいただく必要がありますが、どの事業所で申請するかは事業者で決定してください。 |
| ９ | 車検証の使用者の欄が「個人名義」になっているが、対象となるか。 | 対象外です。使用者が「法人名義」になっている必要があります。 |

**５．申請関係**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 質　問 | 回　　答 |
| １ | 申請期間 | 申請期間はいつからいつまでか。 | 令和４年７月８日（金）から同年７月３１日（日）までです。 |
| ２ | 申請方法 | 申請はどのようにするのか。 | 申請は行政オンラインシステムにて実施していただきます。行政オンラインシステムにおいて必要事項を入力いただき、必要書類を添付する形での申請方法となりますが、初めて行政オンラインシステムをご使用になられる場合は、入力まえに利用者登録が必要です。詳細は、大阪府HP掲載のマニュアル「01 大阪府行政オンラインシステム　利用者登録からログインまでの流れ」や「02 大阪府行政オンラインシステム　ログインから申請までの流れ」をご参照ください。 |
| ３ | 申請に必要なもの | 申請は何を提出したらよいのか。 | 大阪府HP掲載の申請書に加え、車両確認できるものとして、自動車は「車検証の写」、バイク等は「標識交付証明書の写」の提出が必要です。行政オンラインシステムの入力を実施したうえで、これらの資料をアップロードしていただく形で申請いただきます。 |
| ４ | 車両確認に係る資料 | バイク等の「標識交付証明書」が手元にない。どうしたらよいか。 | バイク等の「自賠責保険証の写」を添付してください。 |
| ５ | 申請単位 | 申請は、法人単位で行うのか、各事業所で行うのか。また、複数の事業所があるが、それぞれ分けて申請するのか。 | 申請は、法人単位で実施していただくことになります。法人等に複数の事業所がある場合は、法人でまとめて申請してください。（ただし、府外の事業所は対象外。２-６参照。） |
| ６ | 事業所番号とサービス種別 | １の事業所番号で、２以上のサービス種別を実施しており、それぞれ使用する車両が異なる。この場合、別紙はどのように入力したらよいのか。 | 使用している車両が異なる場合は、サービス種別ごとに入力してください。 |
| ７ | 受付確認 | 申請状況の受付確認はできますか。 | 申請の受付状況の確認はしていただけます。マニュアルの「03 大阪府行政オンラインシステム　申請状況の確認方法（マイページ）」をご参照ください。 |
| ８ | 振込口座 | 国保連合会の登録口座となっているが、別口座へ振込みをしてほしい。 | 国保連合会の登録口座への振込みとなります。 |
| ９ | 交付決定 | 交付決定通知の方法、振り込み時期はいつ頃か。 | 行政オンラインシステムにて申請を受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、国保連合会の登録口座に支援金を振込みます。（この支援金については、口座への振込みをもって決定を通知したものとみなします。別途通知書は発送しません。）振込みは、令和４年8月末からの予定です。ただし、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は、補正完了後の支払となりますので、支払時期が遅れる場合もあります。 |
| 10 | 支払名称 | 支払いの際にはどのような名称で支払われるのか。 | 通帳の印字名称については、決定次第、ＨＰで提示させていただきます。 |
| 11 | 証拠書類 | 証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。 | 支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。1.交付申請書（行政オンラインシステムに添付した申請書の写し）2.申請した自動車が法人所有（使用）とわかる書類（申請時の車検証・標識交付証明書（自賠責保険証）、リース契約書）3.燃料費にかかる領収証等4.送迎記録（運行記録）または訪問にかかる記録 |